

第2章 道路網・交通体系

1. 道路網の形成の方針

都市づくりを推進するうえで、道路網を形成することは、単に自動車交通の利便性を増すだけに止まらず、緊急時の物資の輸送路として、災害時の延焼遮断帯として、火災時の消火活動の拠点としての防災性向上の役割を担っており、また、街の骨格を創り、生活基盤を形成する重要な役割を担っています。

平成27年3月に策定した都市づくりビジョンでは、区内の道路を担う役割に応じて主要道路網、地区道路網及び生活道路に3区分し、体系的な道路網の形成をめざしています。

(1) 主要道路網

都市の骨格を形成する道路網で、次の2種類の主要道路により構成する。

①幹線道路

都市計画道路のうち、幹線の放射・環状道路と補助26号線とし、1~2kmの網間隔を形成する。

②副都心アプローチ道路

放射・環状道路と池袋副都心とを結ぶ都市計画道路

(2) 地区道路網

主要道路で囲まれた区域内の交通を分担する道路網で、500mの網間隔とし、災害時の消火活動など地区の防災活動を支える次の2種類の道路で構成する。

①補助幹線道路

区域内の交通を主要道路へ連絡する機能を持つ地区的幹線道路

②地区道路

区域内の交通を主要道路網及び補助幹線道路に連絡する機能を持つ道路で、災害時に消防車が活動可能な幅員(概ね6.0m以上)の確保をする。

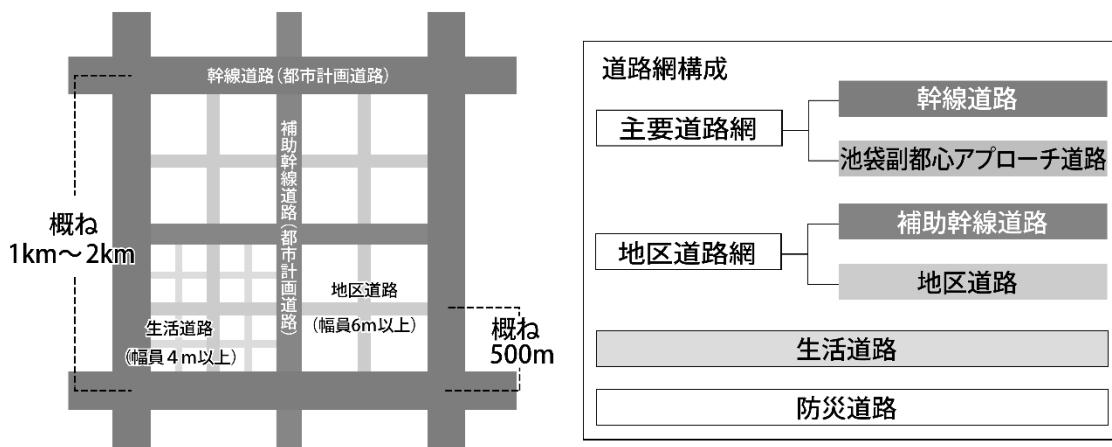
(3) 生活道路

区民の日常生活を支える4.0m以上の道路で、良好な住環境の確保と防災整備水準の向上を目指す。

(4) 防災道路の整備

密集市街地において、市街地内部から主要道路網または地区道路網への避難経路となる主要生活道路であり、防災上有効な6.0m以上の幅員を確保する。

図表 2-2-1 道路網の形成の体系



また、豊島区内の道路の割合は次表のとおりとなっております。

図表 2-2-2 豊島区の道路面積・延長・道路率

令和4年4月1日現在

| 区分 | 路線数 | 延長(m) | 面積(m ²) | 道路率(%) |
|--------|-------|---------|---------------------|--------|
| 国 道 | 3 | 4,697 | 162,807 | 1.3 |
| 都 道 | 8 | 15,187 | 431,889 | 3.3 |
| 区 道 | 1,486 | 282,984 | 1,665,061 | 12.8 |
| 小 計 | 1,497 | 302,868 | 2,259,757 | 17.4 |
| 自動車専用道 | 2 | 4,907 | 128,505 | 1.0 |
| 合 計 | 1,499 | 307,775 | 2,388,262 | 18.4 |

※国道、都道、自動車専用道については東京都道路現況調査令和2年度版(建設局道路管理部刊)による。

2. 都市計画道路の整備

道路は、都市交通の動脈であるばかりでなく、ライフラインや地下鉄等の埋設空間として、防災や環境衛生についても重要な役割を担っております。

都市計画道路は、都市計画法第11条第1項の都市施設として位置づけられるもので、自動車専用道路、都市の骨格を形成する幹線街路、区画街路及び特殊街路に種別されています。

東京都区部の都市計画道路は、昭和21年に「戦災復興都市計画道路」として幹線放射街路34路線と同環状街路9路線(延長合計約500km)、補助線街路124路線(延長約540km)を決定して以来、幾度かの見直しを経て現在に至っています。

昭和25年には、都市計画街路の大幅な幅員縮小が行われ、街路計画面積は約30%減少しました。なお、このときの都市計画街路は、幹線放射街路34路線、同環状街路9路線、補助線街路145路線でした。

昭和39年2月には環状6号線の内側について、昭和41年7月には環状6号線の外側について都市計画街路の再検討結果が決定告示され、幹線放射街路36路線、同環状街路11路線、補助線街路294路線、総延長1,501kmとなりました。この際、既定の細道路1,000路線、延長約1,400kmについても同時に検討され、一部は拡幅のうえ、補助線街路として残し、大部分は廃止されました。

昭和56年からは優先的に整備する路線を選定し、概ね10年のサイクルで見直しをする前期事業化計画路線が定められました。その後、平成3年度から平成12年度までを目途に着手又は完成すべき路線として第二次事業化計画路線が決定され整備が進められました(その後、平成15年度まで終期延伸)。平成16年3月には、今後12年間で優先的に整備すべき路線である第三次事業化計画路線が選定され、整備が進められ、さらに平成28年3月には、今後10年間(平成28年度から令和7年度まで)で優先的に整備すべき路線である第四次事業化計画路線が選定されました。

(1) 都市計画道路の現況

① 第四次事業化計画路線の概要

図表2-2-3 第四次事業化計画路線の概要

| 路線名 | 区間 | 延長(m) | 備考 |
|---------|------------------------------------|-------|-------------------|
| 環状5の1号線 | 高田二丁目付近～目白一丁目付近(新宿区境～補助76号線) | 500 | 一部区間事業中 |
| 環状5の1号線 | 西巣鴨三丁目付近～上池袋二丁目付近(放射8号線 支線2～放射9号線) | 1,260 | 北区部分除く 一部区間事業中 |
| 補助80号線 | 南大塚二丁目～放射8号線 | 290 | |
| 合計 | 3区間 | 2,050 | |

② 都市計画道路の整備状況

図表 2-2-4 都市計画道路の整備状況

| | 計画延長 (km) | 完成延長 (km) | 事業中延長 (km) | 未着手・概 成 延長(km) | 完成率 (%) |
|-------|--------------|--------------|---------------|----------------------|------------|
| 東京都区部 | 1,767 | 1,186 | 168 | 412 | 67.1 |

令和6年3月31日現在

| | 路線数 | 計画延長 (m) | 完成延長 (m) | 事業中延長 (m) | 未着手・概 成 延長(m) | 完成率 (%) |
|---------|--------|-------------|-------------|--------------|---------------------|------------|
| うち豊島区管内 | 38 | 41,057 | 28,548 | 8,498 | 4,640 | 69.5% |
| 内訳 | 放射線 | 6 | 9,027 | 7,503 | 720 | 83.1% |
| | 環状線 | 3 | 5,711 | 2,668 | 2,324 | 46.7% |
| | 補助線その他 | 29 | 26,319 | 18,377 | 6,224 | 69.8% |

※：合計欄の数値と各項目の合計とは四捨五入の関係で一致しないことがある。

※：首都高速道路、自動車専用道路は含まれない。また、路線数には支線は含まれない。

③ 都市計画道路の路線別現況

図表 2-2-5 幹線道路

(令和6年3月31日現在)

| 路線名 | 計画決定 | 起点及び終点 | 延長(km) | 幅員(m) | 区内延長(m) |
|----------------------|----------------------|--------------------------|--------|-------|---------------|
| 放射7号線 (新目白通り) | S21.3.26.戦災復興院告示第3号 | 千代田区九段北一、練馬区西大泉五 | 19.27 | 25 | 1,247 (100%) |
| 放射8号線 (川越街道、春日通り) | | 台東区上野五、練馬区旭町三 | 16.69 | 25~40 | 2,657 (83.0%) |
| 支線2 | | 豊島区上池袋二、豊島区上池袋二 | 0.17 | 15 | 170 (100%) |
| 放射9号線 (中山道、白山通り) | | 千代田区大手町一、板橋区舟渡三 | 14.85 | 40 | 1,946 (63.0%) |
| 放射10号線 (本郷通り) | | 千代田区大手町一、北区岩淵町 | 13.45 | 30 | 525 (33.0%) |
| 放射26号線 | | 文京区音羽一、豊島区南池袋二 | 2.44 | 27 | 1,057 (100%) |
| 放射36号線 | S41.7.30.建設省告示第2428号 | 豊島区要町一、練馬区早宮一 | 4.29 | 40 | 1,425 (100%) |
| 環状4号線 (不忍通り) | S21.3.26.戦災復興院告示第3号 | 港区高輪三、江東区新砂三 | 28.77 | 25 | 154 (0%) |
| 環状5の1号線 (明治通り) | | 渋谷区恵比寿二、北区滝野川二 | 13.92 | 27~40 | 3,769 (23.3%) |
| 環状6号線 (山手通り) | | 品川区東品川二、板橋区氷川町 | 20.05 | 40 | 1,788 (100%) |
| 合計9路線 | | 区内延長14,738m(完成延長率約69.0%) | | | |

注：区内延長の()内の数値は区内部分の完成率

图表 2-2-6 据助線道路

(令和6年3月31日現在)

| 路線名 | 計画決定 | 起点及び終点 | 延長(km) | 幅員(m) | 区内延長(m) |
|---------------------|----------------------|---------------------------|--------|-------|---------------|
| 据助26号線 (千川通り) | S21.4.25.戦災復興院告示第15号 | 品川区東大井一、板橋区氷川町 | 22.35 | 20~23 | 1,377 (43.4%) |
| 据助72号線 | | 新宿区歌舞伎町一、豊島区高田三 | 2.68 | 15 | 136 (100%) |
| 据助73号線 | | 新宿区西新宿七、北区赤羽台三 | 10.74 | 20~28 | 2,887 (45.0%) |
| 据助76号線 (目白通り) | | 文京区音羽一、練馬区関町北四 | 15.35 | 15~25 | 2,369 (90.0%) |
| 据助77号線 (グリーン大通り) | | 豊島区南池袋二、豊島区南池袋二 | 0.35 | 40 | 350 (100%) |
| 据助78号線 | | 豊島区西池袋三、豊島区西池袋五 | 0.87 | 25 | 870 (100%) |
| 据助79号線 | | 文京区春日一、豊島区巣鴨四 | 4.28 | 20 | 1,661 (69.9%) |
| 据助80号線 | | 豊島区南大塚二、豊島区南大塚二 | 0.54 | 27 | 540 (49.1%) |
| 据助81号線 | | 豊島区南池袋二、北区西ヶ原一 | 3.52 | 20~25 | 3,240 (22.0%) |
| 据助82号線 | | 豊島区北大塚二、板橋区大山金井町 | 2.55 | 15~24 | 2,417 (58.0%) |
| 据助171号線 | S39.2.7.建設省告示第148号 | 豊島区目白二、豊島区東池袋一 | 1.78 | 20~22 | 1,780 (100%) |
| 据助172号線 | | 豊島区南池袋一、練馬区谷原一 | 9.11 | 16~25 | 3,267 (40.9%) |
| 据助173号線 | | 豊島区西池袋一、板橋区南町 | 1.11 | 15~18 | 1,085 (100%) |
| 据助174号線 | | 豊島区東池袋三、豊島区西巣鴨一 | 1.07 | 11~15 | 1,070 (100%) |
| 据助175号線 | | 豊島区東池袋四、豊島区東池袋三 | 0.59 | 18 | 590 (99.9%) |
| 据助176号線 | | 豊島区東池袋四、豊島区東池袋四 | 0.57 | 11 | 570 (94.7%) |
| 据助177号線 | | 豊島区東池袋四、豊島区東池袋一 | 1.00 | 11~15 | 1,000 (100%) |
| 合計17路線 | | 区内延長 25,209m(完成延長率約64.8%) | | | |

注：幅員は豊島区における代表幅員の数値、区内延長欄の()内の数値は区内部分の完成率

图表 2-2-7 駅付近広場及び街路

| 名称 | 種類 | 番号 | 計画決定 | 位置(起点及び終点) | 面積(m ²) | 延長(m) | 幅員(m) |
|-------|-----|----|-----------------------|------------|---------------------|--------|-------|
| 池袋駅付近 | 広場 | 1 | S21.8.20.戦災復興院告示第100号 | 南池袋一 | 約13,290 | - | - |
| | 街路 | 1 | | 東池袋一 | - | 約140 | 22 |
| | | 2 | | 東池袋一 | - | 約120 | 50 |
| | | 3 | | 南池袋一 | - | 約230 | 22 |
| | 地下道 | 1 | | 南池袋一、東池袋一 | - | 約60 | 8 |
| | | 2 | | 南池袋一、東池袋一 | - | 約50 | 5 |
| 大塚駅付近 | 広場 | 1 | | 南大塚三 | 約9,130 | - | - |
| | | 2 | | 北大塚二 | 約6,490 | - | - |
| | 街路 | 1 | S21.12.7.戦災復興院告示第253号 | 南大塚三 | - | 約240 | 15 |
| | | 2 | | 北大塚二 | - | 約230 | 12 |
| | | 3 | | 北大塚二 | - | 約40 | 25 |
| 巣鴨駅付近 | 広場 | 1 | | 巣鴨二 | 約3,010 | - | - |
| | | 2 | | 巣鴨一 | 約1,511 | - | - |
| 駒込駅付近 | 広場 | 1 | | 駒込一 | 約2,568 | - | - |
| 合 計 | | | | | 約35,999 | 約1,110 | - |

(2) 都市計画道路の整備状況

① 放射9号線(中山道・白山通り)の整備

放射9号線は、千代田区大手町一丁目を起点とし、板橋区舟渡町三丁目を終点とする、総延長14,850m(区内1,946m)の都市計画道路で、昭和21年3月26日付で都市計画決定されています(戦災復興院告示第3号)。

区内の整備状況は、第Ⅲ期事業化区間のみ事業中で、その他の区間については完了しています。(平成29年3月31日付で、第Ⅲ期事業化区間にについて一部区間変更あり)

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-8 放射9号線の整備計画等の概要

| | ①西巣鴨三・四丁目 (明治通り～折戸通り) | ②巣鴨四・五丁目(折戸通り～中央卸売市場手前) | ③巣鴨二・五丁目(中央卸売市場手前～とげぬき地蔵入口) |
|------|---|---|--|
| 事業承認 | 昭和63年6月30日 建設省告示第1478号 | 平成7年11月29日 建設省告示第1874号 | 平成11年3月12日 建設省告示第434号 |
| 延長 | 400m | 485m | 465m |
| 幅員 | | 40m | |
| 事業期間 | 昭和63年6月30日～ 平成18年3月31日 | 平成7年11月29日～ 平成29年3月31日 | 平成11年3月12日～ 令和8年3月31日 |
| 施行者 | 東京都(第四建設事務所) | | |
| 経緯 | 昭和53年：現況測量実施 昭和54年11月：地元説明会 昭和61年11月：首都高速道路王子線が事業承認され整備の機運が高まる 昭和62年10月：再度地元説明会 平成3年1月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 | 平成7年7月：用地測量説明会 平成7年12月：用地説明会 平成12年6月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成14年3月：事業計画変更 (延伸：H14.3.31→H19.3.31) 平成19年3月：事業計画変更 (延伸：H19.3.31→H22.3.31) 平成22年3月：事業計画変更 (延伸：H22.3.31→H25.3.31) 平成25年3月：事業計画変更 (延伸：H25.3.31→H27.3.31) 平成27年3月：事業計画変更 (延伸：H27.3.31→H28.3.31) 平成28年3月：事業計画変更 (延伸：H28.3.31→H29.3.31) | 平成10年8月：用地測量説明会 平成11年6月：用地説明会 平成17年3月：事業計画変更 (延伸：H17.3.31→H22.3.31) 平成18年2月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成22年3月：事業計画変更 (延伸：H22.3.31→H26.3.31) 平成26年3月：事業計画変更 (延伸：H26.3.31→R2.3.31) 令和2年3月：事業計画変更 (延伸：R2.3.31→R8.3.31) |

図表 2-2-9 放射9号線平面図



② 環状4号線の整備

環状4号線は、港区高輪三丁目を起点とし、江東区新砂三丁目を終点とする、延長 28,770m(区内 154m)の都市計画道路で、昭和21年3月26日付で都市計画決定されています(戦災復興院告示第3号)。

現在、新目白通りの交差点(新宿区内)から、日本女子大学付近(文京区内)までの区間(区内 154m)で事業を進めています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-10 環状4号線の整備計画等の概要

| | |
|------|---|
| | 新宿区西早稲田三丁目～文京区目白台二丁目 (区内:高田一丁目) |
| 事業認可 | 平成13年5月31日 関東地方整備局告示第236号 |
| 延長 | 775m(区内:154m) |
| 幅員 | 22～35m |
| 事業期間 | 平成13年5月31日～令和11年3月31日 |
| 施行者 | 東京都(第六建設事務所) |
| 経緯 | 平成7年度:環境調査 平成8年度:現況測量(地元説明会:平成8年12月3・5日) 平成9年度:用地測量(地元説明会:平成9年8月8日) 平成13年8月:用地説明会 平成16年3月:建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成23年3月:事業計画変更(延伸H23.3.31→H29.3.31) 平成29年3月:事業計画変更(延伸H29.3.31→R5.3.31) 令和4年12月:事業計画変更(延伸R5.3.31→R11.3.31) |

図表 2-2-11 環状4号線平面図



③ 環状5の1号線の整備

環状5の1号線は、渋谷区広尾五丁目を起点とし、北区滝野川二丁目を終点とする、延長13,920m(区内3,769m)の都市計画道路で、昭和21年3月26日付けで都市計画決定されています(戦災復興院告示第3号)。

区内では、六ツ又交差点からグリーン大通りの交差点までの区間と、西巣鴨交差点より王子方面の区間が完成し、これ以外の区間は未完成ですが、現在事業を進めている区間があります。

事業の概要と経緯は次のとおりです。なお、事業中の雑司が谷区間は、平成23年4月の都市計画変更を経て、都電荒川線学習院下電停付近から東池袋交差点までの区間(約1.4km)を地上2車線の平面構造、地下2車線の掘割及びトンネル構造で整備する計画になっています。また、同年10月に事業認可(変更)を受け、地下道路整備に事業着手しています。現在の地上部の道路は地下道路工事完成まで暫定道路として開通しています。

さらに、令和4年4月に西巣鴨I期区間が事業認可を受け、拡幅に向けて事業着手しています。

図表2-2-12 環状5の1号線の整備計画等の概要

| | 高田三丁目～南池袋二丁目 (豊島区雑司が谷) | 上池袋一丁目～西巣鴨三丁目 (豊島区西巣鴨I期) |
|------|---|-----------------------------|
| 事業認可 | 平成10年7月10日 建設省告示第1439号 | 令和4年4月25日 関東整備局告示第193号 |
| 延長 | 1400m | 770m |
| 幅員 | 30～40m | 27m |
| 事業期間 | 平成10年7月10日～令和10年3月31日 | 令和4年4月25日～令和14年3月31日 |
| 施行者 | 東京都(第四建設事務所) | 東京都(第四建設事務所) |
| 経緯 | 平成3年6月：第二次事業化計画路線に位置付け 平成6年度：交通処理主体の調査 平成7年度：地質や環境影響等の調査を実施 平成8年5月：現況測量(地元説明会)実施 平成9年8月：用地測量(地元説明会)実施 平成10年7月：用地説明会の開催 平成13年2月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成15年10月：事業計画変更 (延伸：H17.3.31→H20.3.31) 平成19年3月：事業計画変更 (延伸：H20.3.31→H23.3.31) 平成23年3月：事業計画変更 (延伸：H23.3.31→H24.3.31) 同年4月：都市計画変更 同年8月：用地測量説明会の開催 同年10月：事業計画変更 (延伸：H24.3.31→R2.3.31) 令和2年3月：事業計画変更 (延伸：R2.3.31→R10.3.31) | 令和5年1月：用地説明会の開催 |

図表 2-2-13 環状 5 の 1 号線平面図
(高田三丁目～南池袋二丁目)



図表 2-2-14 環状 5 の 1 号線平面図
(上池袋一丁目～西巣鴨三丁目)



④ 環状6号線の整備

環状6号線は、品川区東品川二丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする、延長 20,050m(区内 1,788m)の都市計画道路で、昭和21年3月26日付けで都市計画決定されています(戦災復興院告示第3号)。

区内では、補助172号線との交差部から南側と、これより北側とに分けて事業認可されており、東京都から首都高速道路公団が委託を受け、首都高速道路中央環状新宿線の関連事業として同時施行しています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。なお、整備は中央環状新宿線の開通(平成19年12月)の後に工事を着手し、豊島区管内は平成24年3月に供用開始しています。

図表 2-2-15 環状6号線の整備計画等の概要

| | ①南長崎一丁目～西池袋四丁目 (補助172号線以南) | ②長崎一丁目～西池袋五丁目 (補助172号線以北) |
|------|--|--|
| 事業認可 | 平成3年3月8日 建設省告示第486号 | 平成6年3月10日 建設省告示第640号 |
| 事業区間 | 渋谷区松涛二丁目～豊島区長崎一丁目 (区内：南長崎一丁目～西池袋四丁目) | 長崎一丁目～西池袋五丁目 |
| 延長 | 8,200m(区内：約720m) | 約580m |
| 幅員 | 40m | |
| 事業期間 | 平成3年3月8日～平成27年3月31日 | 平成6年3月10日～平成23年3月31日 |
| 施行者 | 東京都 | |
| 経緯 | 平成10年1月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成10年7月：椎名町橋南側交通機能確保のため、特別区道として認定 平成14年2月：事業計画変更(延伸H16.3.31→H19.3.31) 平成19年3月：事業計画変更(延伸H19.3.31→H24.3.31) 平成24年3月：事業計画変更(延伸H24.3.31→H26.3.31) | 平成10年1月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成12年3月：事業計画変更(延伸H12.3.31→H19.3.31) 平成19年3月：事業計画変更(延伸H19.3.31→H23.3.31) |

図表 2-2-16 環状6号線平面図



⑤ 補助 26 号線の整備

補助 26 号線は、品川区東大井一丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする延長が 22,350m(区内 1,377m)の都市計画道路で、昭和 21 年 4 月 25 日付けで都市計画決定されています(戦災復興院告示第 15 号)。

区内では、南長崎六丁目地内の補助 229 号線との交差部以南と、長崎六丁目地内の補助 172 号線との交差部から千早四丁目南部までの区間、および放射 36 号線との交差部以北は完成しており、現在、千早四丁目から要町三丁目の区間及び南長崎六丁目から長崎五丁目の区間にについて事業が実施されています。

当該区間は、平成 27 年度までを目途に着手または完成すべき路線として「第三次事業化計画路線」に位置づけられていたのに加え、令和 2 年 3 月に東京都が策定した「防災都市づくり推進計画の基本方針」の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、令和 7 年度までの完成を目指す「特定整備路線」にも選定されています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-17 補助 26 号線の整備計画等の概要

| | ①豊島区要町三丁目～板橋区大山西町 (区内：要町三丁目) | ②豊島区千早四丁目～要町三丁目 | ③豊島区南長崎六丁目～長崎五丁目 |
|------|---|--|--|
| 事業認可 | 平成9年6月26日 建設省告示第1376号 | 平成25年10月28日 関東地方整備局告示第438号 | 平成26年3月24日 関東地方整備局告示第93号 |
| 延長 | 995m(区内：約100m) | 460m | 320m |
| 幅員 | 20m | 20m | 20m |
| 事業期間 | 平成9年6月26日～平成24年3月31日 | 平成25年10月28日～令和13年3月31日 | 平成26年3月24日～令和13年3月31日 |
| 施行者 | 東京都(第四建設事務所) | 東京都(第四建設事務所) | 東京都(第四建設事務所) |
| 経緯 | 平成7年度：現況測量(地元説明会：7月)開催 平成8年度：用地測量(地元説明会：7月)実施 平成9年8月：用地説明会の開催 平成16年3月：事業計画変更(延伸:H16.3.31→H21.3.31) 平成18年7月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成21年3月：事業計画変更(延伸:H21.3.31→H24.3.31) | 平成24年6月：特定整備路線候補区間の選定 平成24年11月：事業及び測量説明会 平成24～25年度：現況測量・用地測量 平成25年4月：特定整備路線の指定 平成25年10月：事業認可 平成26年1月：用地説明会 令和2年3月：事業計画変更(延伸:R2.3.31→R7.3.31) 令和7年3月：事業計画変更(延伸:R7.3.31→R13.3.31) | 平成24年6月：特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月：特定整備路線の指定 平成25年10月：事業及び測量説明会 平成25年度：現況測量・用地測量 平成26年3月：事業認可 平成26年7月：用地説明会 令和2年3月：事業計画変更(延伸:R2.3.31→R7.3.31) 令和7年3月：事業計画変更(延伸:R7.3.31→R13.3.31) |

図表 2-2-18 補助 26 号線平面図





⑥ 補助 73 号線の整備

補助 73 号線は、新宿区西新宿七丁目を起点とし、北区赤羽台三丁目を終点とする、延長約 10,740 メートル（区内約 2,887 メートル）の都市計画道路で、昭和 21 年 4 月 25 日付けて都市計画決定されています（戦災復興院告示第 15 号）。

区内では、戦後の戦災復興による土地区画整理事業によって、補助 172 号線（勤労福祉会館）から放射 8 号線（川越街道）までの区間が完成しており、補助 172 号線（勤労福祉会館）より以南は未着手となっています。

放射 8 号線（川越街道）以北（豊島区池袋四丁目～板橋区板橋一丁目までの区間）については、令和 2 年 3 月に東京都が策定した「防災都市づくり推進計画の基本方針」の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、令和 7 年度までの完成を目指す「特定整備路線」に選定されています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-19 補助 73 号線の整備計画等の概要

| 池袋本町地区 | |
|--------|---|
| 事業認可 | 平成27年1月6日 関東地方整備局告示第2号 |
| 延長 | 1,070m(区内:約820m) |
| 幅員 | 18.5～26m |
| 事業期間 | 平成27年1月6日～令和8年3月31日 |
| 施行者 | 東京都(第四建設事務所) |
| 経緯 | 平成24年6月:特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月:特定整備路線の指定 平成25年7月:事業及び測量説明会 平成26年6月:道路整備に関する説明会 平成27年1月:事業認可 令和3年2月:事業計画変更(延伸:R3.3.31→R8.3.31) |

図表 2-2-20 補助 73 号線平面図



⑦ 補助 81 号線

補助 81 号線は、豊島区南池袋二丁目を起点とし、北区西ヶ原一丁目（旧古川庭園付近）を終点とする、延長 3,520m（区内 3,240m）の都市計画道路で、昭和 21 年 4 月 25 日付けて都市計画決定されています（戦災復興院告示第 15 号）。

区内の整備状況としては、春日通りから癌研通りまでの区間が完成しており、現在、南池袋四丁目から東池袋五丁目の区間で事業を実施しているほか、令和 2 年 3 月に東京都が策定した「防災都市づくり推進計画の基本方針」の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、令和 7 年度までの完成を目指す「特定整備路線」に選定された区間（放射 9 号線と補助 181 号線の区間）は平成 27 年 2 月 24 日に事業認可を取得し、事業着手しました。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-21 補助 81 号線の整備計画等の概要

| | ①南池袋地区 | ②東池袋地区 | ③巣鴨・駒込地区 |
|------|--|--|---|
| 事業認可 | 平成17年11月16日 関東地方整備局告示第485号 | 平成17年11月16日 関東地方整備局告示第486号 | 平成27年2月24日 関東地方整備局告示第70号 |
| 事業区間 | 南池袋二丁目～南池袋四丁目 | 東池袋四丁目～東池袋五丁目 | 豊島区巣鴨五丁目～北区西ヶ原三丁目 |
| 延長 | 260m | 610m | 930m(区内:900m) |
| 幅員 | 25m | 25m | 20m |
| 事業期間 | 平成17年11月16日～令和13年3月31日 | 平成17年11月16日～令和12年3月31日 | 平成27年2月24日～令和8年3月31日 |
| 施行者 | 東京都(第四建設事務所) | 東京都(第二市街地整備事務所) | 東京都(第四建設事務所) |
| 経緯 | 平成16年7月：用地測量説明会 平成18年1月：用地説明会 平成22年3月：事業計画変更 (延伸:H23.3.31→H27.3.31) 平成24年6月：特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月：特定整備路線の指定 平成27年3月：事業計画変更 (延伸:H27.3.31→R2.3.31) 令和2年3月：事業計画変更 (延伸:R2.3.31→R7.3.31) 令和7年3月：事業計画変更 (延伸:R7.3.31→R13.3.31) | 平成16年10月：現況測量説明会 平成17年5月：用地測量説明会 平成17年11月：用地説明会 平成17年12月：事業認可全体報告会 平成23年3月：事業計画変更 (延伸:H24.3.31→H28.3.31) 平成27年3月：事業計画変更 (延伸: H28.3.31→R2.3.31) 平成31年3月：事業計画変更 (延伸: R2.3.31→R7.3.31) 令和7年3月：事業計画変更 (延伸:R7.3.31→R12.3.31) | 平成24年6月：特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月：特定整備路線の指定 平成25年11月：事業及び測量説明会 平成27年2月：事業認可 平成27年3月：用地説明会 令和2年12月：事業計画変更 (延伸:R3.3.31→R8.3.31) |

図表 2-2-22 補助 81 号線平面図





(8) 補助 82 号線の整備

補助 82 号線は、豊島区北大塚二丁目を起点とし、板橋区大山金井町を終点とする、延長約 2,550 メートル（区内約 2,417 メートル）の都市計画道路で、昭和 21 年 4 月 25 日付で都市計画決定されています（戦災復興院告示第 15 号）。

区内では、戦後の戦災復興による土地区画整理事業によって、JR 大塚駅北口付近から上池袋三丁目までの区間が完成しています。

未着手区間であった豊島区上池袋三丁目から板橋区大山金井町までの区間について、令和 2 年 3 月に東京都が策定した「防災都市づくり推進計画の基本方針」の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、令和 7 年度までの完成を目指す「特定整備路線」に選定されています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-23 補助 82 号線の整備計画等の概要

| | ①上池袋地区 | ②池袋本町地区 |
|------|--|------------------------|
| 事業認可 | 平成27年1月6日 関東地方整備局告示第3号 | 平成27年1月6日 関東地方整備局告示第4号 |
| 延長 | 640m | 490m(区内:約360m) |
| 幅員 | 15~24m | 15m |
| 事業期間 | 平成27年1月6日～令和8年3月31日 | 平成27年1月6日～令和8年3月31日 |
| 施行者 | 東京都(第四建設事務所) | |
| 経緯 | 平成24年6月:特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月:特定整備路線の指定 平成25年7月:事業及び測量説明会 平成26年6月:道路整備に関する説明会 平成27年1月:事業認可 平成27年3月:用地説明会 令和3年2月:事業計画変更(延伸:R3.3.31→R8.3.31) | |

図表 2-2-24 補助 82 号線平面図



⑨ 補助 172 号線の整備

補助 172 号線は、豊島区南池袋一丁目を起点とし、練馬区谷原一丁目を終点とする、延長 9,110m (区内 3,267m) の都市計画道路で、昭和 39 年 2 月 7 日付で都市計画決定されています (建設省告示第 148 号)。

区内では、補助 73 号線と環状 6 号線の区間について、西池袋二丁目 (補助 73 号線) から西池袋三丁目の区間 [I 期] と、西池袋三丁目地内から西池袋四丁目 (環状 6 号線) の区間 [II 期] とに分けて事業を実施し、平成 23 年 3 月 20 日に交通解放しています。また、令和 2 年 3 月に東京都が策定した「防災都市づくり推進計画の基本方針」の中で、防災上効果の高い都市計画道路として、令和 7 年度までの完成を目指す「特定整備路線」に選定された区間 (環状 6 号線と補助 26 号線の区間) は平成 27 年 1 月 6 日に事業認可されています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-25 補助 172 号線の整備計画等の概要

| | ①西池袋二丁目～西池袋三丁目 | ②西池袋三丁目～西池袋四丁目 | ③長崎地区 |
|------|---|---|---|
| 事業認可 | 平成6年7月25日 建設省告示第1690号 | 平成8年8月22日 建設省告示第1750号 | 平成27年1月6日 関東地方整備局告示第6号 |
| 延長 | 505m | 375m | 1,620m |
| 幅員 | 20m | | 16m |
| 事業期間 | 平成6年7月25日～平成24年3月31日 | 平成8年3月22日～平成23年3月31日 | 平成27年1月6日～令和8年3月31日 |
| 施行者 | 東京都(第四建設事務所) | | 東京都(第四建設事務所) |
| 経緯 | 平成4年6月：事業概要及び現況測量の説明会 平成5年7月：用地測量説明会 平成6年9月：用地説明会 平成10年8月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成18年3月：事業計画変更 (延伸 : H18.3.31→H21.3.31) 平成21年3月：事業計画変更 (延伸 : H21.3.31→H24.3.31) | 平成4年6月：事業概要及び現況測量の説明会 平成5年7月：用地測量説明会 平成8年7月：用地説明会 平成11年7月：建築基準法第42条第1項第4号の指定 平成14年3月：事業計画変更 (延伸 : H14.3.31→H19.3.31) 平成19年3月：事業計画変更 (延伸 : H19.3.31→H22.3.31) 平成22年3月：事業計画変更 (延伸 : H22.3.31→H23.3.31) | 平成24年6月：特定整備路線候補区間の選定 平成25年4月：特定整備路線の指定 平成25年10月：事業及び測量説明会 平成27年1月：事業認可 平成27年2～3月：用地説明会 令和2年11月：事業計画変更(延伸 : R3.3.31→R8.3.31) |

図表 2-2-26 補助 172 号線の平面図



⑩ 補助 173 号線の整備

補助 173 号線は、豊島区西池袋一丁目を起点とし、板橋区南町を終点とする、延長 1,210m(区内 1,085m)の都市計画道路で、昭和 39 年 2 月 7 日付けて都市計画決定されています(建設省告示第 148 号)。

板橋区境までの区間については、平成 13 年 3 月に本区が事業認可を取得、板橋区内については、板橋区が別途事業認可を取得して事業を実施し、平成 30 年 3 月完了に伴い供用開始しています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-27 補助 173 号線の整備計画等の概要

| | |
|------|---|
| 幅員 | 18m |
| 事業期間 | 平成13年3月6日～平成30年3月31日 |
| 施行者 | 豊島区 |
| 経緯 | 平成10年度：現況測量(地元説明会：7月、10月) 平成11・12年度：用地測量(地元説明会：11年7月、12年4月) 平成13年4月：用地説明会の開催 平成13年11月：建築基準法第42条第1項第4号の指定(約90m区間) 平成14年11月：建築基準法第42条第1項第4号の指定(約250m区間) 平成15年12月：建築基準法第42条第1項第4号の指定(約50m区間) 平成17年2月：建築基準法第42条第1項第4号の指定(約115m区間) 平成19年3月：事業計画変更(延伸H19.3.31→H21.3.31) 平成21年3月：事業計画変更(延伸H21.3.31→H24.3.31) 平成24年3月：事業計画変更(延伸H24.3.31→H27.3.31) 平成27年3月：事業計画変更(延伸H27.3.31→H30.3.31) 平成30年3月：事業完了 |

図表 2-2-28 補助 173 号線平面図



⑪ 補助 174 号線の整備

補助 174 号線は、豊島区東池袋三丁目を起点とし、豊島区西巣鴨一丁目を終点とする、延長約 1,070m の都市計画道路です。

既に整備が完了している都市計画道路ですが、今回、西巣鴨橋の架け替え整備に伴い、補助 174 号線が事業中となっています。

図表 2-2-29 補助 174 号線の整備計画等の概要

| | 西巣鴨橋 |
|------|-----------------------|
| 事業認可 | 令和3年3月17日 東京都告示第285号 |
| 事業期間 | 平成29年3月21日～令和13年3月31日 |
| 施行者 | 豊島区 |

図表 2-2-30 補助 174 号線平面図



⑫ 補助 175 号線の整備

補助 175 号線は、豊島区東池袋四丁目を起点とし、東池袋三丁目を終点とする、延長 590m の都市計画道路で、昭和 39 年 2 月 7 日付けて都市計画決定されています(建設省告示第 148 号)。

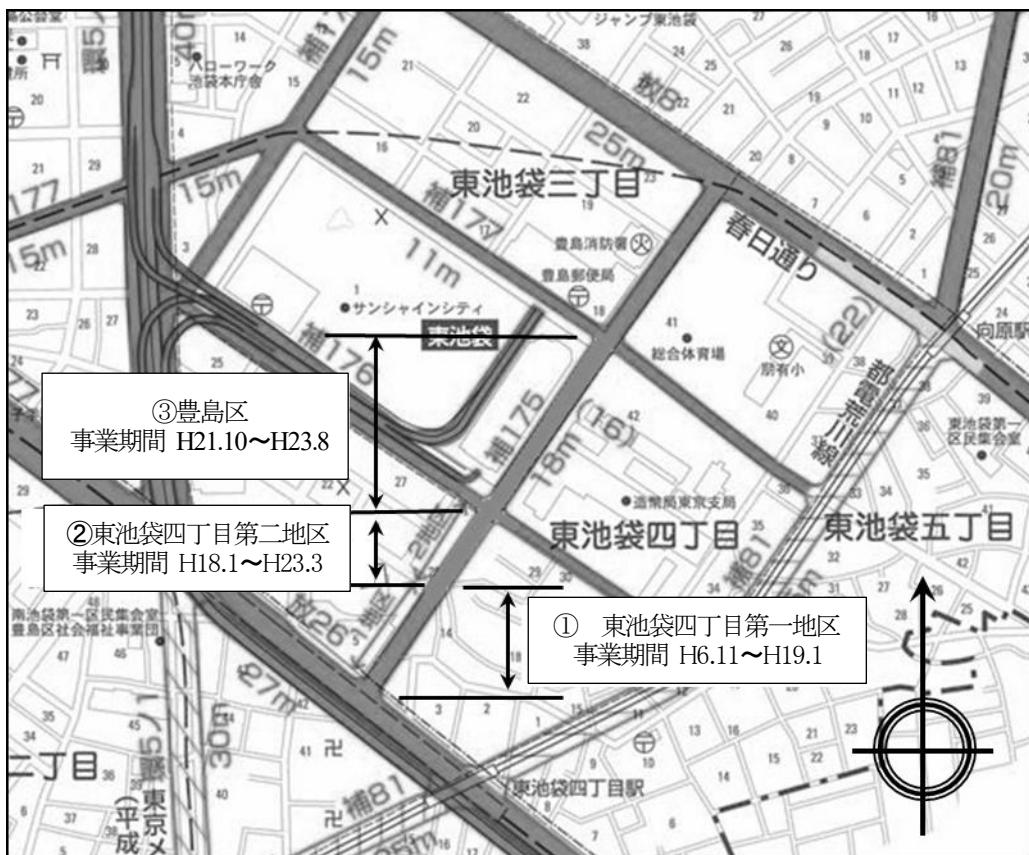
整備経緯としては、市街地再開発事業の中で、放射 26 号線(特例都道 435 号線：音羽池袋線)側からサンシャインシティ南東の交差点までの区間を整備しました。東池袋四丁目の起点側から 110m の区間は、組合施行による東池袋四丁目市街地再開発事業の中で、平成 19 年 1 月 11 日に事業が完了し、その北側部分において、独立行政法人都市再生機構の施行による東池袋四丁目第 2 地区第一種市街地再開発事業として、平成 23 年 3 月 25 日に整備が完了しています。また、サンシャインシティと造幣局との間の区間は、平成 21 年 10 月 15 日に本区が事業認可を取得して事業を実施し、平成 23 年 5 月完了に伴い供用開始をしています。

事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-31 補助 175 号線の整備計画等の概要

| | ①東池袋四丁目 市街地再開発事業 | ②東池袋四丁目第2地区 第一種市街地再開発事業 | ③東京都計画道路事業 |
|------|--|--|--|
| 事業認可 | 平成6年11月29日 東京都告示1330号 | 平成18年1月10日 国土交通省告示第1号 | 平成21年10月15日 東京都告示第1405号 |
| 延長 | 110m | 90m | 190m |
| 幅員 | 18m | | |
| 事業期間 | 平成6年11月29日～ 平成19年1月11日 | 平成18年1月10日～ 平成23年3月31日 | 平成21年10月15日～ 平成23年8月31日 |
| 施行者 | 東池袋四丁目地区 市街地再開発組合 | 独立行政法人都市再生機構 | 豊島区 |
| 経緯 | 平成5年8月： ・東池袋四丁目地区第一種市街地再開発事業 ・高度利用地区 ・東池袋四丁目地区再開発計画 ・都市計画道路175号線の変更 平成6年11月： ・東池袋四丁目地区市街地再開発組合認可 平成19年1月： ・東池袋四丁目地区市街地再開発組合「定款及び事業計画変更」について東京都知事認可 ・東池袋四丁目地区市街地再開発事業建築工事完了 平成20年1月： ・東池袋四丁目地区市街地再開発事業完了(組合解散) | 平成16年5月： ・「東池袋四丁目第二地区第一種市街地再開発事業」都市計画決定 平成18年1月： ・「東池袋四丁目第二地区第一種市街地再開発事業」事業計画認可 平成20年8月： ・「東池袋四丁目第二地区第一種市街地再開発事業」事業計画変更認可 平成23年3月：事業完了 | 昭和39年2月： 建設省告示第148号都市計画決定 昭和56年2月： 東京都告示第112号都市計画変更(起点・延長の変更) 平成5年8月： 東京都告示第914号都市計画変更(一部線形の変更) 平成21年10月： 東京都告示第1405号事業認可 平成23年5月：事業完了 |

图表 2-2-32 補助 175 号線平面図



⑬ 補助 176 号線の整備

補助 176 号線は、豊島区東池袋四丁目地内に起点及び終点を有する、延長 570m の都市計画道路で、昭和 39 年 2 月 7 日付で都市計画決定されています(建設省告示第 148 号)。

整備状況としては、サンシャインシティ及び造幣局の区間が完成しており、現在、区内では残る区間の30mを、東京都が施行中の補助81号線(東池袋地区)の事業と整合を図りながら実施しています。事業の概要と経緯は次のとおりです。

図表 2-2-33 補助 176 号線の整備計画等の概要

| | |
|------|--|
| | 豊島区東池袋四丁目地内 |
| 事業認可 | 平成19年11月16日 東京都告示第1466号 |
| 延長 | 30m |
| 幅員 | 11m |
| 事業期間 | 平成19年11月16日～令和12年3月31日 |
| 施行者 | 豊島区 |
| 経緯 | 平成18年度：用地測量(地元説明会：1月)実施 平成19年11月：事業認可 平成24年3月：事業計画変更(延伸H24.3.31.→H28.3.31.) 平成28年3月：事業計画変更(延伸H28.3.31.→R2.3.31.) 令和2年3月：事業計画変更(延伸：R2.3.31→R7.3.31) 令和7年3月：事業計画変更(延伸：R7.3.31→R12.3.31) |

図表 2-2-34 補助 176 号線平面図



3. 都市高速道路の整備

都市高速道路は、構造上一般道路と分離された自動車専用道路で、都心、副都心を含む中心市街地における大量の自動車交通需要に対して、一般の幹線道路網を補完するものです。首都高速道路は、その代表例で、都市内の交通の円滑化を図り、中心市街地における都市活動を支援しています。

東京の都市高速道路は、昭和 34 年から整備が進められ、平成 25 年 4 月 1 日現在、都市計画決定されている 19 路線 3 分岐線(延長約 226km)のうち、延長約 196km が、既に完成して供用されています。

豊島区内で行われていた 3 路線についての事業の概要については次のとおりです。

(1) 5 号線

5 号線は、板橋区新河岸三丁目を起点とし、千代田区一ツ橋を終点とする都市高速道路で、昭和 34 年 8 月 18 日付で都市計画決定され(建設省告示第 1533 号)、延長は 18.5km です。

区内の部分は、昭和 36 年度からの第一期と、昭和 43 年度からの第二期とに分けて着工されており、第一期にあたる護国寺～池袋四丁目は昭和 44 年 12 月 19 日に、第二期にあたる池袋四丁目～板橋区高島平は昭和 52 年 8 月 19 日に、それぞれ供用開始されています。また、この間に、昭和 41 年 1 月には東池袋ランプの追加のために、昭和 43 年 9 月には高松ランプの追加のために、都市計画変更されています。現在、中央環状新宿線接線に伴う高松出口の撤去が完了し、環状 6 号線の整備を行っています。

(2) 王子線

王子線は、板橋区板橋二丁目を起点とし、足立区江北二丁目を終点とする、延長が約 6.2km(区内約 0.1km)の都市高速道路で、昭和 61 年 3 月 17 日付で都市計画決定され、事業を進めていましたが、平成 14 年 12 月 9 日に首都高速板橋足立線として区域決定し、平成 14 年 12 月 25 日に首都高速中央環状王子線として開通しました。

連絡施設部分(王子南出入口)は、平成 27 年 3 月 29 日に開通しました。

① 本線事業概要

- ア. 事業承認 昭和 61 年 11 月 4 日(建設省告示第 1749 号)
- イ. 延長 : 約 6.2km ウ. 幅員 : 18.4m エ. 車線数 : 往復 4 車線 オ. 設計速度 : 60km/h
- カ. 事業期間 昭和 61 年 11 月 4 日～平成 28 年 3 月 31 日

キ. 経緯

- 昭和 59 年 6 月 18 日 都市計画案・環境影響評価書案の公告・縦覧
- 昭和 60 年 11 月 1 日 東京都環境影響評価審議会答申
- 昭和 61 年 3 月 17 日 都市計画決定(東京都告示第 271 号)
- 昭和 61 年 7 月 9 日 都道路線認定(東京都告示第 704 号)、
自動車専用道路の指定(東京都告示第 705 号)
- 昭和 61 年 11 月 4 日 都市計画事業承認

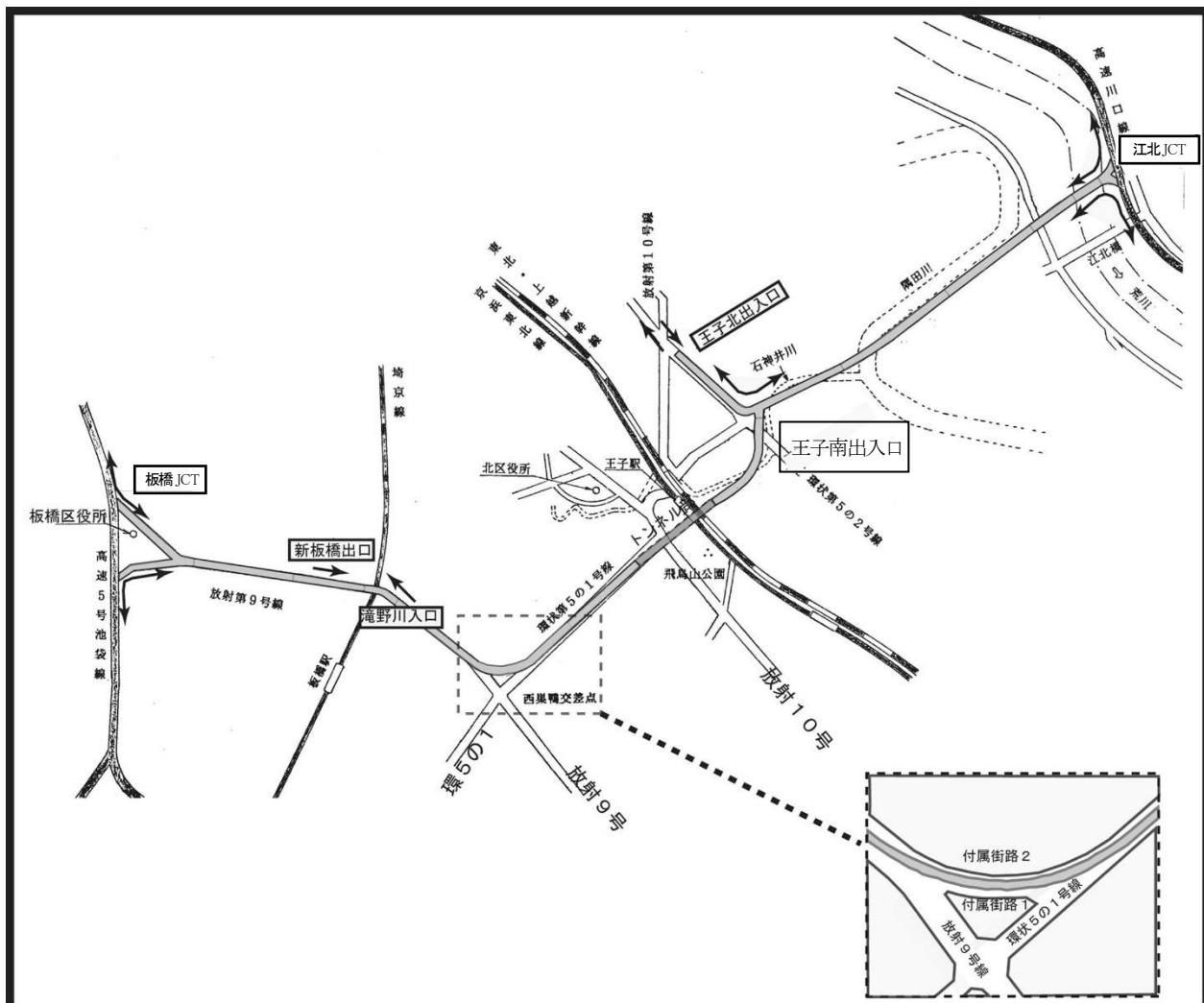
| | |
|------------------|---|
| 昭和 61 年 12 月 1 日 | 事業説明会(～18 日) |
| 昭和 62 年 5 月～9 月 | 平面測量の実施 |
| 昭和 62 年 5 月 29 日 | 用地補償説明会 |
| 昭和 62 年 8 月 12 日 | 関連道路及び附属街路について建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の指定(豊島区告示第 80 号) |

② 関連道路及び附属街路

関連道路として、放射 9 号線(豊島区西巣鴨三丁目～板橋区板橋四丁目)と環状 5 の 1 号線(豊島区西巣鴨四丁目～北区滝野川二丁目)があり、いずれも昭和 21 年 3 月 26 日付で当初の都市計画決定がなされています(戦災復興院告示第 3 号)。王子線本線の都市計画決定後は、その事業計画の変更に沿つて関連道路も変更決定されています。

附属街路としては、首都高速道路王子線附属街路第 1 号(北区滝野川五丁目～北区滝野三丁目)があり、関連道路と同様、王子線本線の事業計画変更に沿つて変更決定されています。

図表 2-2-35 首都高速道路王子線路線概要図



(3) 中央環状新宿線

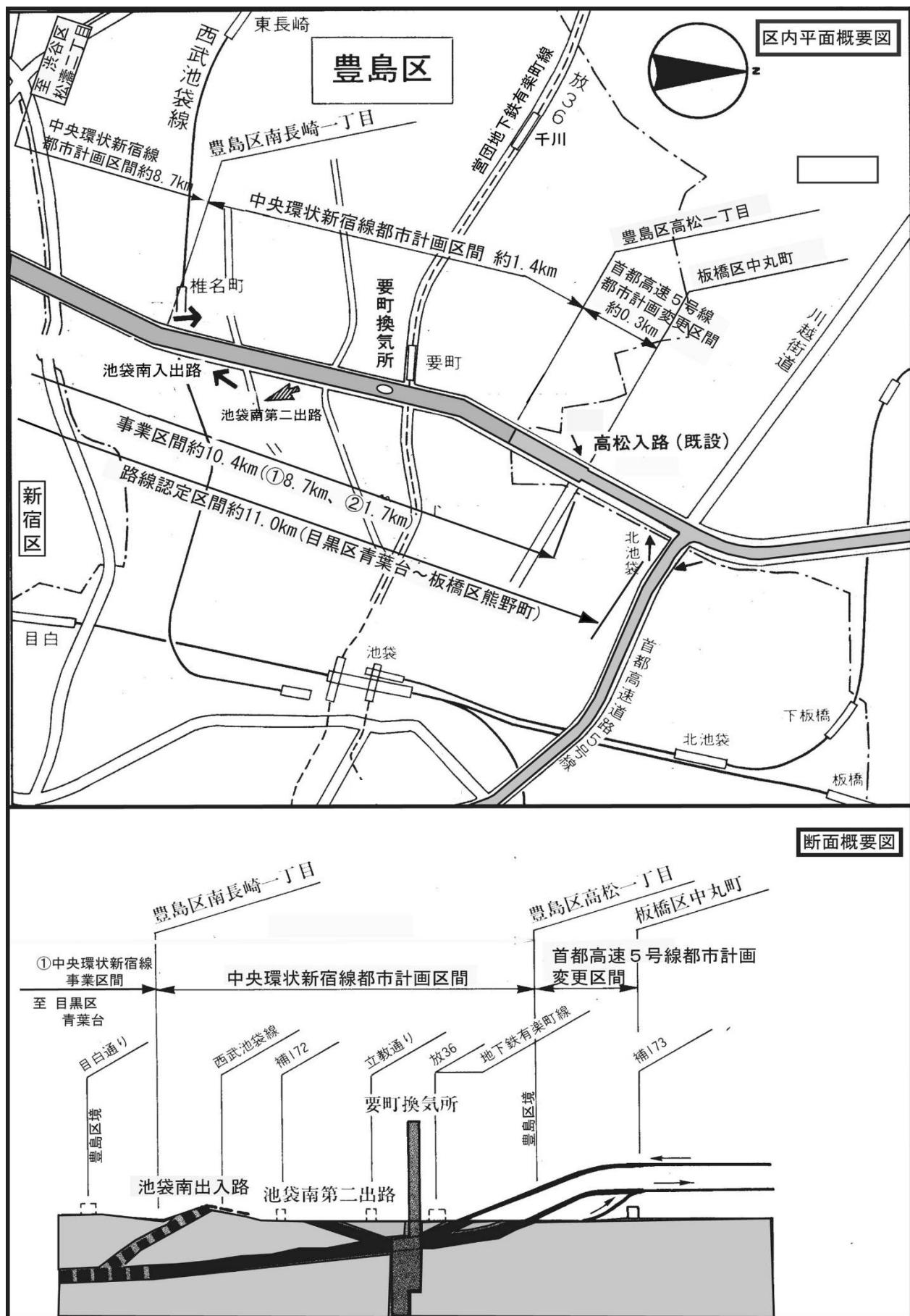
中央環状新宿線は、目黒区青葉台四丁目を起点とし、板橋区熊野町を終点とする、延長 10.4km の都市高速道路です。西武池袋線以南の目黒区青葉台四丁目から豊島区南長崎一丁目までの約 8.7km については、平成 2 年 8 月 13 日付けで都市計画決定されており(東京都告示第 934 号)、西武池袋線以北の豊島区南長崎一丁目から板橋区中丸町までの約 1.7km については、平成 5 年 2 月 1 日付けで都市計画決定されています(東京都告示第 103 号)。

事業の概要と経緯は以下のとおりです。なお、高速 5 号池袋線(熊野町 JCT)～高速 4 号新宿線(西新宿 JCT)の区間については平成 19 年 12 月 22 日に開通しました。

図表 2-2-36 中央環状新宿線の事業概要等

| | ①西武池袋線以南 (目黒区青葉台四丁目～豊島区南長崎一丁目) | ②西武池袋線以北 (豊島区南長崎一丁目～板橋区中丸町) |
|------|--|---|
| 事業認可 | 平成3年3月11日 建設省告示第503号 | 平成6年3月18日 建設省告示第847号 |
| 延長 | 約8.7km | 約1.7km |
| 構造 | 地下式 | 地下式(一部掘割)、高架 |
| 車線数 | 往復4車線 | |
| 設計速度 | 60km/h | |
| ランプ | 4か所(区内1か所「池袋南出入路」:南長崎一丁目付近外回り出入口、西池袋四丁目付近内回り入路) | 2か所(「池袋南第2出路」:西池袋四丁目付近、「高松入路」:板橋区南町) |
| 事業期間 | 平成3年3月11日～平成26年3月31日 | 平成6年3月18日～平成26年3月31日 |
| 施行者 | 首都高速道路公团 | |
| 経緯 | 平成元年3月22日 : 都市計画案の公告・縦覧、環境影響評価書案の公示・縦覧 平成元年3月31日 : 都市計画案及び環境影響評価書案の地元説明会 平成2年6月15・19日 : 豊島区都市計画審議会諮詢、答申 平成2年7月13日 : 東京都都市計画地方審議会諮詢、答申 平成19年3月29日 : 事業計画変更 (延伸H19.3.31→H22.3.31) 平成20年7月15日 : 事業計画変更 (延伸H22.3.31→H26.3.31) 平成25年7月25日 : 事業計画変更 (延伸H26.3.31→H27.3.31) 平成27年2月12日 : 事業計画変更 (延伸H27.3.31→H28.3.31) | 平成3年12月16日 : 都市計画案の公告・縦覧、環境影響評価書案の公示・縦覧 平成3年12月18日 : 都市計画案及び環境影響評価書案の地元説明会 平成4年10月14日 : 豊島区都市計画審議会諮詢、答申 平成4年12月18日 : 東京都都市計画地方審議会諮詢、答申 平成19年3月29日 : 事業計画変更 (延伸H19.3.31→H22.3.31) 平成20年7月15日 : 事業計画変更 (延伸H22.3.31→H26.3.31) |

図表 2-2-37 首都高速中央環状新宿線路線概要図(豊島区南長崎～板橋区熊野町)



4. 都市高速鉄道の整備

現在の東京圏における都市高速鉄道は、運輸政策審議会が昭和 60 年 7 月に出した第 7 号答申の「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」を基礎に、新線の追加や既定計画線の延伸等について、整備の促進が図られております。

豊島区内に位置する都市高速鉄道の一覧は、図表 2-2-38 のとおりです。

図表 2-2-38 都市高速鉄道の一覧

| 路線名 | 計画決定 |
|------------------|--------------------------|
| 4号線 東京メトロ丸ノ内線 | S37.8.29 建設省告示第2187号 |
| 6号線 都営三田線 | S37.8.29 建設省告示第2187号 |
| 7号線 東京メトロ南北線 | S37.8.29 建設省告示第2187号 |
| 8号線 東京メトロ有楽町線 | S37.8.29 建設省告示第2187号 |
| 12号線 都営大江戸線(放射部) | S58.8.9 東京都告示第748号 |
| 13号線 東京メトロ副都心線 | H13.5.15 東京都告示第692号 |
| 西武鉄道新宿線 | R3.11.26 東京都告示第1410号(変更) |

(1) 8号線(東京メトロ有楽町線、西武有楽町線)

都市計画決定では、本線である練馬区練馬～江東区新木場 (24.1km) と、分岐線である板橋区成増～練馬区小竹町 (6.37km) および練馬区中村北～文京区音羽 (9.6km) が決定されています(当初：昭和 37 年 8 月 29 日[建設省告示第 2187 号] 変更：昭和 55 年 8 月 21 日[東京都告示第 866 号])。

しかし、運輸政策審議会第 7 号答申では、本線である保谷～石神井公園～練馬～新桜台～小竹向原～池袋～飯田橋～市ヶ谷～永田町～有楽町～新富町～月島～豊洲～辰巳～新木場間と、分岐線となる豊洲～亀有間が位置づけられ、練馬区中村北～文京区音羽間は削除されており、事業化の予定はありません。

図表 2-2-39 8号線の整備概要

| | | | |
|-------|---|---|-------------------------------|
| | ①練馬～小竹向原 (2.6km [営業 : 2.6]) | ②成増～新富町 (20.5km[営業 : 20.2]) | ③新富町～新木場 (6.4km[営業 : 5.9]) |
| 免許取得 | 昭和45年5月25日 | 昭和43年10月30日 | 昭和55年9月26日 |
| 免許取得者 | 西武鉄道 | 帝都高速度交通営団 | |
| 開通 | (昭和58年10月1日)： 小竹向原～新桜台(1.6km) (平成6年12月7日)： 新桜台～練馬(1.0km) | 昭和49年10月30日： 池袋～銀座一丁目(10.9km) 昭和55年3月27日： 銀座一丁目～新富町(0.6km) 昭和58年6月24日： 成増～小竹向原～池袋(9.0km) | 昭和63年6月8日 |

(2) 13号線(東京メトロ副都心線)

運輸政策審議会第7号答申では、志木～和光市～成増～小竹向原～池袋～東池袋～高田～西早稲田～新宿～代々木～神宮前～渋谷という路線として位置づけられています。このうち、志木～成増については、都市計画決定されていませんが、志木～和光市間の7.0km(営業:5.3km)は東武東上線として、和光市～成増間の2.5km(営業:2.2km)は営団地下鉄有楽町線として、昭和62年8月25日に開通しています。

また、成増～小竹向原は8号線の分岐線として都市計画決定されており8号線と13号線が並行して計画されている小竹向原～池袋は、複々線による運転ができる構造で、平成6年12月7日に新線池袋駅が開業しています。

池袋～渋谷の区間については、帝都高速度交通営団が昭和50年9月2日付で免許申請し、開通に向けて豊島、新宿、渋谷の3区で建設促進運動の協議会を組織し運動を展開してきました。平成10年12月14日の臨時国会の平成10年度第三次補正予算において営団地下鉄13号線の調査費が可決され、事業化に向けて活発に動き出し、平成13年5月15日に都市計画決定を受け、平成20年6月14日に開業しました。

なお、豊島区では、東池袋地区への駅設置を要望し、東京地下鉄株式会社(旧帝都高速度交通営団)との間に、将来、東池袋四丁目市街地再開発事業が進捗し、相当の利用客が見込めるようになった時期に、新駅設置のための工事を行うものとする、確認書を締結しています。

図表2-2-40 都市高速鉄道8号線及び13号線路線図

平成11年1月25日 営団免許取得

平成11年5月26日 事業計画変更認可(昭和50年の当初申請を変更)

(地下鉄13号線の事業概要)

① 池袋～渋谷間:8.9km(建設キロ)

② 総建設費:約2,400億円

③ 輸送人員:約284,000人/日

④ 路線:池袋～(1.7km)～雑司ヶ谷～(1.5km)～西早稲田～(0.9km)～新宿七丁目～(1.1km)～新宿三丁目～(1.4km)～新千駄ヶ谷～(1.2km)～明治神宮前～(1.1km)～渋谷

⑤ 駅:7駅設置

⑥ 建設工程:平成10年度～平成18年度

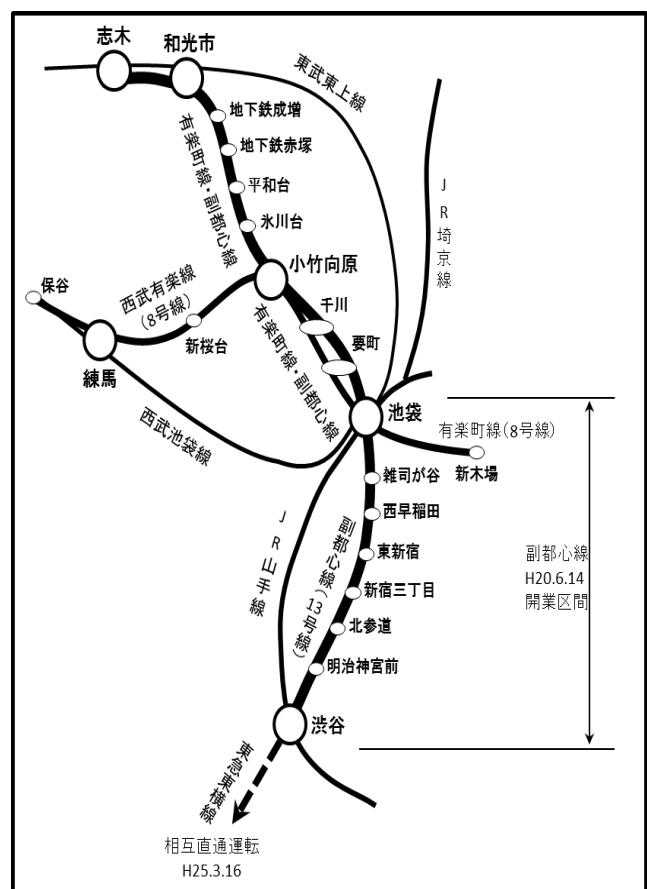
⑦ 開業:平成19年(2007年)目標

平成12年1月27日 運輸政策審議会答申第18号において、羽田・横浜方面への乗り入れ延伸を答申

平成13年5月15日 東京都により都市計画決定(東京都告示第692号)

平成14年2月6日 東京都により都市計画(変更)決定(東横線との相互直通運転実施のため)

平成15年12月4日 東京都により都市計画(変更)決定(千登世橋付近の線形変更)



5. バス路線の現状

路線バスは、日常生活の中で誰もが利用できる身近な公共交通機関の一つです。

豊島区におけるバスの利便性は高く、とりわけ高齢者等の交通弱者にとって、バス交通は移動手段として大きな役割を果たしています。またバス交通は、都市高速鉄道ほどではないですが、自動車に比べ一人当たりの輸送効率が高く、都市環境の改善を進めるうえでも重要な役割を果たすことが期待されています。

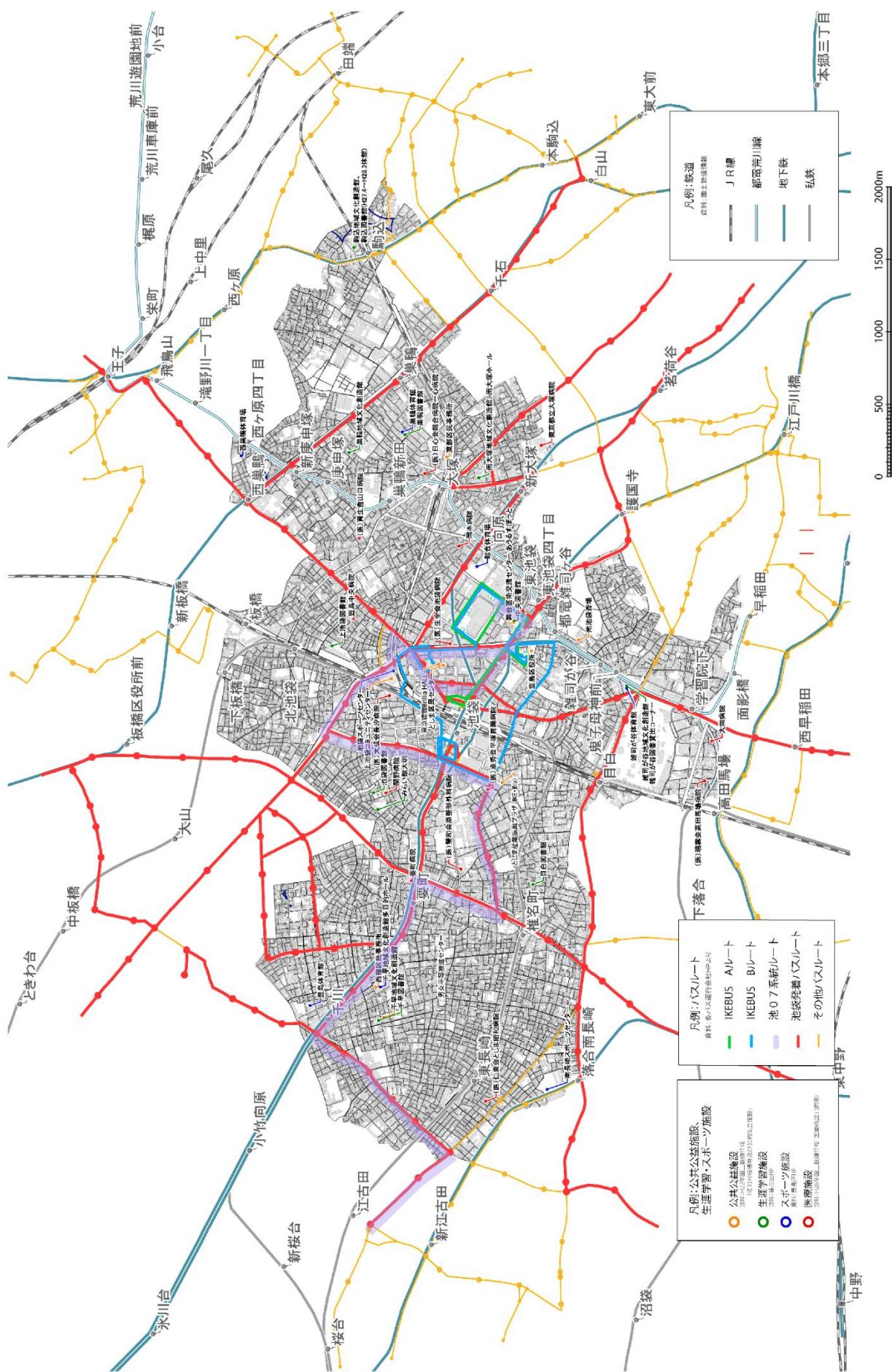
(1) 地域公共バス運行支援

区は、高齢者社会への対応と地域の活性化を目的とし、区民の地域内移動ニーズと池袋駅東口と西口の回遊性の向上という区のコミュニティバス構想を補完する路線バスに対し運行支援を行っており、平成23年（2011）3月から国際興業バス「池07系統」に支援しています。

(2) 豊島区地域公共交通会議

道路運送法に基づく本会議を平成20年（2008）12月に設置し、池07系統やIKEBUSの運行に関する協議のほか、地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関する事項やコミュニティバスの必要性及び運賃等に関する事項等について協議しています。

図表2-2-41 区内のバス路線図（令和7年3月現在）



6. 池袋副都心移動システム (IKEBUS)

東アジア文化都市、オリンピック・パラリンピックを見据え、来街者や交通弱者にやさしく環境に配慮した電気バスによる新たな移動システム「IKEBUS」を、令和元（2019）年11月に運行開始しました。グリーンスローモビリティに位置付けられる IKEBUS の最高速度は 19km/h で、単なる移動手段ではなく、まちの魅力を引き上げる装置として、車窓をゆっくりと流れる景色を楽しんでいただけすることが最大の特徴です。また、水戸岡鋭治氏による車両・バス停・制服等のトータルデザインにより乗って楽しい・見て楽しい、新たな池袋の顔となっています。

IKEBUS は、池袋駅周辺の4つの公園【中池袋公園・南池袋公園・池袋西口公園 (GLOBAL RING) ・としまみどりの防災公園 (IKE・SUNPARK)】や区役所、集客施設を結ぶルートを運行しています。また、貸切により商業・観光イベント等と IKEBUS がコラボする企画旅行を展開し、池袋駅周辺のみならず豊島区全体の価値を高めています。

本事業は、区と協定を結んだ運行事業者 (WILLER 株式会社) とまちづくり団体（一般社団法人としまアートカルチャーまちづくり協議会）、IKEBUS 応援団のサポーター企業が連携し、新たな取組を実施することで豊島区の魅力をこれまで以上に向上させます。

《主な概要》

乗車定員：22名（運転席1名+座席14名+立ち席7名）

最高速度：19km/h

運行時間：10:00~20:00（標準）

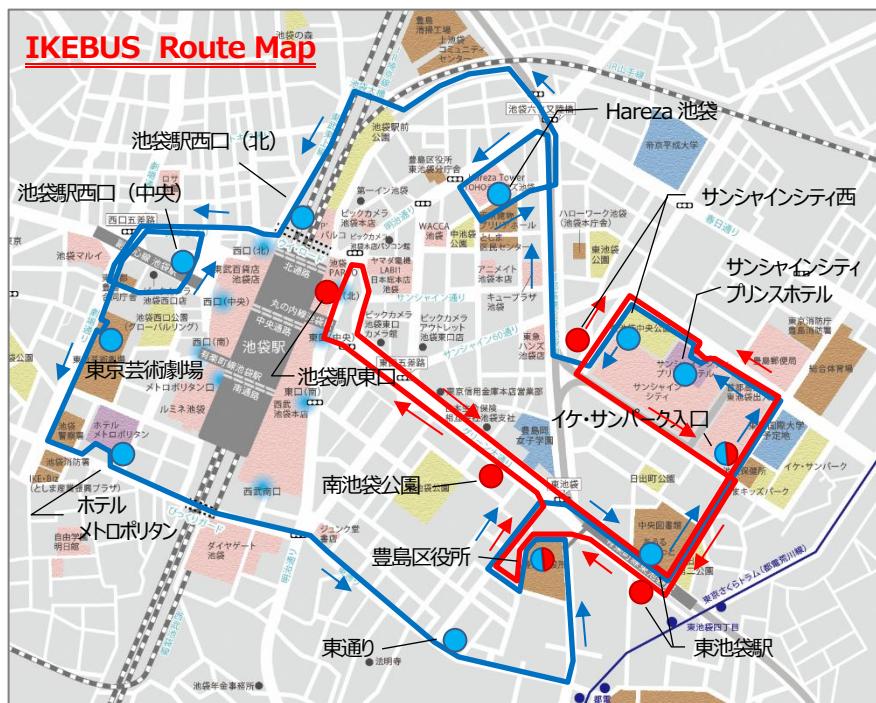
事業形態：乗合（路線）バス事業、貸切バス事業

保有台数：10台（貸切専用車両1台含む）



图表 2-2-42 IKEBUS 車両（赤・黄）

图表 2-2-43 IKE BUS の運行ルート(令和7年7月1日現在)



图表 2-2-44 区内の保育園・幼稚園児童の体験ツアー



图表 2-2-45 Hareza 池袋停留所

7. 自転車駐車場の整備

自転車駐車場は、自転車等を道路に放置されることによる歩行者の安全な通行や商店街の営業活動への障害を防止するために、駅周辺などに設けられる自転車収容施設で、一般に「駐輪場」とも呼ばれています。自転車駐車場には、道路法に基づく道路の附属物であるもの(同法第2条第2項第8号)と都市計画法に根拠をおく都市施設であるもの(同法第11条第1項第1号)、その他の施設があります。豊島区では、自転車等の放置を防止するため、区立自転車駐車場の整備や条例による自転車駐車場の附置義務、放置禁止区域の指定などを行っています。

また、平成28年4月には「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」を改定しました。今後は自転車の収容台数が不足している地域は、引き続き自転車駐車場の整備を進めていく予定です。

(1) 区立自転車等駐車場

区立の自転車駐車場は、「豊島区立自転車等駐車場条例」(昭和63年4月1日施行)に基づいて設置及び管理を行っています。令和7年3月31日現在で37箇所設置され、収容台数は原動機付自転車を含め12,128台となっています。また、巣鴨駅北、池袋駅西、駒込駅北、池袋駅東の4箇所の自転車駐車場は都市計画決定されており、都市施設として位置づけられています。

現在、供用されている区立自転車等駐車場は、次ページのとおりです。

图表 2-2-46 区立自転車等駐車場一覧

令和7年3月31日現在

| 名称 | 位置 | 面積(m ²) | 駐車台数(台) | 供用開始 | 都市計画決定 | 事業認可 |
|-----------|------------------|---------------------|--------------|------------|-----------------------|------------------------|
| 駒込駅北 | 駒込 2-2-2 | 997.10 | 668 (11) | H9.8.1. | H7.8.15. 豊島区告示第 115 号 | H7.9.13. 東京都告示第 1717 号 |
| 巣鴨駅南 | 巣鴨 1-13-8 | 476.48 | 240 (6) | H17.7.1. | | |
| 巣鴨駅北 | 巣鴨 2-7-11 | 1,787.68 | 882 (3) | H13.4.1. | H10.1.21. 豊島区告示第 6 号 | H12.3.10. 東京都告示第 245 号 |
| 巣鴨駅第三 | 巣鴨 2-9-23 | 300.00 | 140 (12) | H26.1.6. | | |
| 池袋駅東 | 東池袋 1-50-23 | 859.61 | 450 | H12.4.1. | H10.1.21. 豊島区告示第 6 号 | H10.7.23. 東京都告示第 784 号 |
| 池袋駅西 | 西池袋 3-20-1 | 1,767.05 | 730 | S63.4.24. | S62.3.31. 豊島区告示第 35 号 | S62.7.2. 東京都告示第 746 号 |
| 池袋駅西第二 | 西池袋 1-8-1 | 177.53 | 140 | H29.1.24 | | |
| 池袋駅北 | 池袋 1-4-20 | 574.61 | 274 (27) | S63.4.1. | | |
| 池袋駅北第二 | 池袋 1-4-20 先 | 79.68 | 80 | H20.12.5. | | |
| 目白駅東 | 目白 1-4-1 | 1,238.80 | 746 | H14.4.1. | | |
| 目白駅西 | 目白 3-4-3 | 240.80 | 133 | H5.1.18. | | |
| 目白駅北 | 目白 3-16 | 464.43 | 280 (20) | H14.4.1. | | |
| 西巣鴨駅 | 西巣鴨 3-26-1 | 388.06 | 200 | H12.7.1. | | |
| 新庚申塚路上 | 西巣鴨 3-15 先、4-6 先 | 44.96 | 38 | H27.4.1 | | |
| 要町駅南 | 要町 1-4-11 | 330.83 | 300 | H3.1.15. | | |
| 要町駅北 | 要町 1-10-8 | 213.48 | 200 (10) | H3.8.1. | | |
| 千川駅南 | 要町 3-9-16 | 196.10 | 220 | H3.7.1. | | |
| 千川駅北第一 | 要町 3-44-8 | 586.96 | 397 (20) | H4.7.29. | | |
| 千川駅北第二 | 要町 3-55 | 448.19 | 290 (10) | H13.7.1. | | |
| 千川駅西 | 要町 3-22-11 | 229.94 | 200 | H5.2.1. | | |
| 南長崎 | 南長崎 4-13-5 | 858.89 | * 270 (10) | H25.2.10. | | |
| ウイロード | 南池袋 1-28-2 | 223.98 | 156 | H19.4.2. | | |
| 千登世橋 | 雑司が谷 3-1-7 | 121.53 | 50 | H20.7.1. | | |
| 巣鴨駅北口白山通り | 巣鴨 2-9 先他 | 280.07 | 211 | H19.7.1. | | |
| 要町駅路上 | 要町 1-1 先他 | 399.47 | 388 | H20.3.1. | | |
| 千川駅路上 | 要町 3-10 先他 | 468.29 | 427 | H20.3.1. | | |
| 雑司が谷駅 | 雑司が谷 3-1-14 | 61.40 | 25 | R6.4.1. | | |
| 大塚駅北口第二 | 北大塚 2-4~6 先 | 186.78 | 286 | H.21.5.1. | | |
| 大塚駅北口第三 | 北大塚 2-4 先、8 先 | 84.34 | 90 | H.21.5.1. | | |
| 大塚駅北口第四 | 南大塚 3-33-4 | 168.45 | 140 | H.21.5.1. | | |
| 大塚駅北口路上 | 北大塚 2-14 | 101.65 | 80 | H.21.11.1. | | |
| 椎名橋 | 長崎 1-9-30 | 1,015.66 | 670 | H23.3.23. | | |
| 池袋六ツ又陸橋 | 東池袋 3-8 先 | 77.68 | 45 | H22.12.1. | | |
| 池袋駅東第二 | 東池袋 1-50 先 | 309.20 | 200 | H25.2.27. | | |
| 新大塚駅路上 | 南大塚 3-1 先 | 170.10 | 146 | H25.3.4. | | |
| 池袋駅南 | 南池袋 2-21-6 | 2,302.76 | 632 | H26.1.6. | | |
| 大塚駅南 | 南大塚 3-33-3 | 2,087.66 | 700 | H29.6.1. | | |
| 計 | 37 か所 | 20,320.20 | 11,124 (129) | | | |

注：駐車台数の()内の数値は、原動機付自転車で外数

*：南長崎は、別途公園用駐輪場として 180 台(原付 10 台)

(2) 登録制自転車置場及びコイン式自転車置場(共に有料)と無料自転車置場

区内の駅周辺には、区立自転車等駐車場の外、次の自転車置場を供用しています。

図表 2-2-47 自転車置場一覧

令和 7 年 3 月 31 日現在

| 名 称 | 位 置 | 面 積(m ²) | 駐車台数(台) | 供用開始 |
|---------|---------------------|----------------------|----------|-------------|
| 北池袋 | 上池袋 4-27 | 226.46 | 125 | R3. 7. 20. |
| ※東池袋 | 南池袋 2-49 先から 4-18 先 | 397.52 | 450 (10) | H18. 4. 1. |
| ※神田川第 1 | 高田 3-9 先 | 34.54 | 60 | H16. 1. 5. |
| ◎下板橋 | 池袋本町 3-25 | 415.12 | 230 | H18. 1. 23. |
| 計 | 4か所 | 1,073.64 | 865 (10) | |

注 1 : 名称の前に※印があるもの登録制自転車置場(有料)

注 2 : 名称の前に◎印があるものはコイン式自転車置場(有料)

注 3 : 駐車台数の()内の数値は、原動機付自転車で外数

注 4 : 北池袋は無料自転車置場

(3) 放置禁止区域と自転車等保管所

「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」(昭和 63 年 4 月 1 日施行)では、第 9 条で自転車等の放置禁止区域を指定できることになっており、現在、図表 2-2-49 のように区内では 17 の鉄道駅の周辺に放置禁止区域が指定されています。

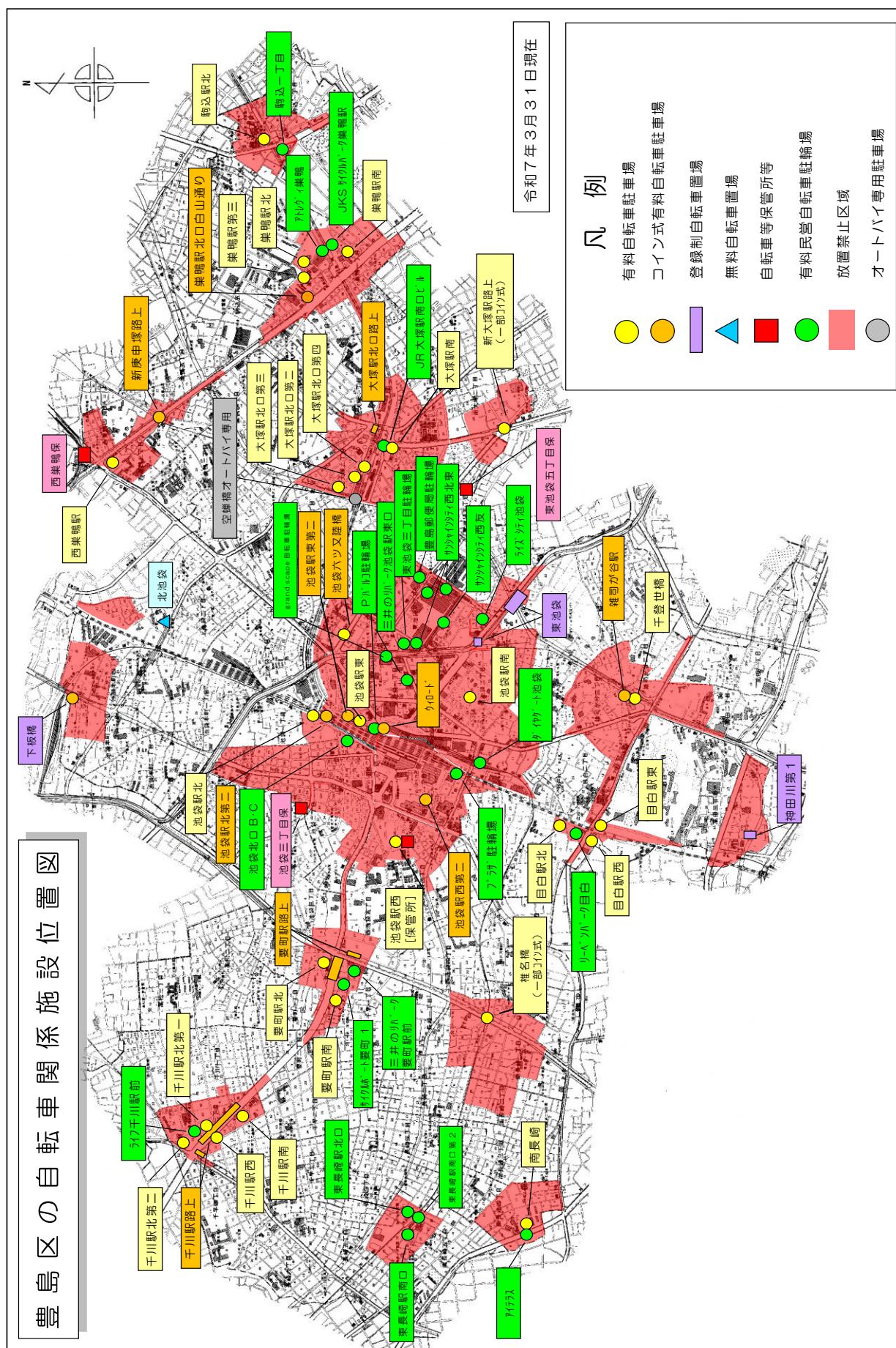
また、条例第 11 条では、放置禁止区域内に放置された自転車等を撤去することができると規定され、撤去した自転車等は次に掲げる自転車等保管所で保管します。

図表 2-2-48 自転車等保管所一覧

令和 7 年 3 月 31 日現在

| 名 称 | 位 置 | 面 積 (m ²) | 収容台数 (台) | 開設年月日 |
|----------|------------|-----------------------|----------|------------|
| 池袋駅西駐輪場内 | 西池袋 3-20-1 | 717.06 | 450 | H3. 5. 10 |
| 池袋三丁目 | 池袋 3-58 | 1,271.24 | 850 | H9. 8. 4 |
| 東池袋五丁目 | 東池袋 5-44 | 708.96 | 500 | H12. 5. 1 |
| 西巣鴨 | 西巣鴨 4-14 | 496.53 | 360 | H15. 6. 18 |
| 計 | 4か所 | 3,193.79 | 2,160 | |

図表 2-2-49 豊島区の自転車関係施設



(4) 自転車駐車場の附置義務

「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」(昭和63年4月1日施行)の第3章の規定に基づいて、区内の全域で図表2-2-50のような施設を新築、増築、改築、用途変更する場合に、自転車駐車場の設置を義務づけています。

図表2-2-50 自転車駐車場附置義務基準

令和7年3月31日現在

| 施設の用途 | | 施設の規模 (単独用途 の場合) | 台数の算定基準 |
|-------|--|----------------------------|--|
| ① | 遊技場、学習施設、病院及び診療所、ボーリング場、ゴルフ練習場、バッティングセンター、レンタルビデオ店 | 150 m ² 以上 | 対象面積15 m ² ごとに1台 (対象面積が5,000 m ² を超える部分は30 m ² ごとに1台) |
| ② | スーパー・マーケット コンビニエンスストア ドラッグストア | 200 m ² 以上 | 対象面積20 m ² ごとに1台 (対象面積が5,000 m ² を超える部分は40 m ² 、10,000 m ² を超える部分は80 m ² ごとに1台) |
| ③ | 銀行その他の金融機関 郵便局 | 250 m ² 以上 | 対象面積25 m ² ごとに1台 (対象面積が5,000 m ² を超える部分は50 m ² ごとに1台) |
| ④ | ②を除く小売店舗、飲食店 カラオケ店、スポーツ施設 | 400 m ² 以上 | 対象面積40 m ² ごとに1台 (対象面積が5,000 m ² を超える部分は80 m ² 、10,000 m ² を超える部分は160 m ² ごとに1台) |
| ⑤ | 事務所、バックヤード | 2,000 m ² 以上 | 対象面積200 m ² ごとに1台 (対象面積が10,000 m ² を超える部分は400 m ² ごとに1台) |

8. 橋梁の整備

平成25年の道路法改正に伴い、5年に1度の近接目視による点検が義務化されました。

豊島区では、区管理の14橋について、長期的な維持管理に係る経費の縮減と平準化を図るため、予防保全の考え方を踏まえた「豊島区橋梁の長寿命化修繕計画(平成28年度改定)」を策定し、令和4年度に改定をしました。この計画に基づき、国の補助金を活用し、計画的な補修・補強又は架替えを進め、道路ネットワークの信頼性と利用者の安全を確保していきます。

(1) 橋梁の現状

図表 2-2-51 橋梁の整備状況

| | 橋名 | 位置 | 架設年度 | 耐荷重 | 整備状況 |
|--------|--------------|----------|-------|-----|-----------------------------|
| 道路橋 | 宮下橋 | 巣鴨3-25 | 平成3年 | 20t | 落橋防止装置整備済み |
| | 江戸橋 | 巣鴨3-1 | 平成13年 | 25t | 平成13年度架替工事 |
| | 空蝉橋 | 北大塚2-3 | 昭和41年 | 20t | 平成27年度耐震補強・補修工事 |
| | 栄橋 | 北大塚3-6 | 平成7年 | 14t | 落橋防止装置整備済み |
| | 西巣鴨橋 | 北大塚3-8 | 昭和34年 | 20t | 平成30年度～令和7年度架替工事 |
| | 宮仲橋 | 上池袋1-7 | 平成7年 | 14t | 平成28年度 耐震補強工事 |
| | 源水橋 | 高田3-22 | 平成11年 | 25t | 平成10年度架替工事 |
| | 高塚橋 | 高田3-9 | 平成13年 | 25t | 平成12年度架替工事 |
| | 池袋大橋 | 池袋1-4 | 昭和40年 | 20t | 平成14年度移管、平成29年度～ 耐震補強・補修工事中 |
| 立体横断施設 | 南池袋一丁目歩道橋 | 南池袋1 | 昭和38年 | - | 平成27・30年度補修工事 |
| | 池袋本町四丁目歩道橋 | 池袋本町4-29 | 昭和57年 | - | 平成28年度補修工事 |
| | 池袋南交差西側歩道橋 | 西池袋2 | 平成3年 | - | 平成27年度補修工事 |
| | 池袋人道橋パークブリッジ | 上池袋2-5 | 平成10年 | - | 平成10年度架設 |
| | 花のはし | 目白3-17 | 平成16年 | - | 平成16年度架設 |

(2) 橋梁の長寿命化修繕計画

図表 2-2-52 対象橋梁ごとの概ねの次回点検及び修繕計画内容・時期又は架替え時期

| | 橋梁名称 | 平成 29年 | 平成 30年 | 令和 元年 | 令和 2年 | 令和 3年 | 令和 4年 | 令和 5年 | 令和 6年 | 令和 7年 | 令和 8年 |
|----|------------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 | 宮下橋 | | | 点検 | | | | | 点検 | | |
| 2 | 江戸橋 | | | 点検 | | | | | 点検 | | |
| 3 | 空蝉橋 | | | 点検 | | | | | 点検 | | |
| 4 | 栄橋 | | | 点検 | | | | | 点検 | | |
| 5 | 西巣鴨橋 | | 架替 | 架替 | 架替 | 架替 | 架替 | 架替 | 架替 | 架替 | |
| 6 | 宮仲橋 | | | 点検 | | | | | 点検 | | |
| 7 | 池袋本町四丁目 歩道橋 | | | 点検 | | | | | 点検 | | |
| 8 | 源水橋 | | | 点検 | | | | | 点検 | | |
| 9 | 高塚橋 | | | 点検 | | | | | 点検 | | |
| 10 | 池袋南交差西側 歩道橋 | | | 点検 | | | | | 点検 | | |
| 11 | 南池袋一丁目 歩道橋 | | | 点検 | | | | | 点検 | | |
| 12 | 池袋大橋 | 修繕 | 修繕 | 修繕 点検 | 修繕 | 修繕 | 修繕 | 修繕 | 修繕 点検 | 修繕 | 修繕 |
| 13 | 池袋人道橋 パークブリッジ | | | 点検 | | | | | 点検 | | |
| 14 | 花のはし | | | 点検 | | | | | 点検 | | |

※上表における修繕時期については、関係各機関との調整や財政状況等により、変動します。

9. 踏切の解消

豊島区内には、JR 東日本線(山手線、埼京線等)、西武池袋線、東武東上線及び都電荒川線があり、これにより多くの踏切が存在しています。踏切は交通渋滞の要因になるばかりでなく、人身事故が起きることもあるため、立体交差化等によってその解消を図っていく必要があります。

区内の踏切の現状は下記のとおりです。

図表2-2-53 事業者別踏切種別

令和7年3月31日現在

| 事業者 | 道路種別 | 第一種 | 第二種 | 第三種 | 第四種 | 備考 |
|---------------------|------|-----|-----|-----|-----|--|
| JR東日本 (山手線、埼京線等) | 国・都道 | 0 | 0 | 0 | 0 | ①第一種踏切 → 踏切警手を配置するか、自動踏切遮断機を設置しているもの。 |
| | 特別区道 | 3 | 0 | 0 | 0 | |
| 東京都交通局 (都電荒川線) | 国・都道 | 0 | 0 | 2 | 1 | ②第二種踏切 → 一定時間に限り、踏切警手を配置しているもの。 |
| | 特別区道 | 27 | 0 | 2 | 0 | |
| 東武鉄道 (東上線) | 国・都道 | 0 | 0 | 0 | 0 | ③第三種踏切 → 踏切警報機を配置しているもの。 |
| | 特別区道 | 6 | 0 | 0 | 0 | |
| 西武鉄道 (池袋線) | 国・都道 | 1 | 0 | 0 | 0 | ④第四種踏切 → 上記①～③以外のもの。 |
| | 特別区道 | 19 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | | 56 | 0 | 4 | 1 | |
| 全計 | | 61 | | | | |

図表 2-2-54 主な踏切道の現況

令和7年3月31日現在

| 道路種別 | 路線・街路名称等 | 所在地 | 踏切道名 | 交差鉄道名 | 踏切道幅員(m) | 踏切道延長(m) |
|------|----------------|-----------|---------------------------------|-------|----------|----------|
| 区道 | 特別区道 21-270 | 池袋本町1-31先 | 堀之内踏切 東上本線第2号踏切 (兼掌踏切) | 埼京線 | 3.9 | 21.3 |
| | | | | 東武東上線 | | |
| | 特別区道 21-440 | 池袋本町1-36先 | 第一雲雀ヶ谷踏切 東上本線第3号踏切 (兼掌踏切) | 埼京線 | 6.7 | 31.5 |
| | | | | 東武東上線 | | |
| | 特別区道 21-750 | 上池袋4-30先 | 第二雲雀ヶ谷踏切 | 埼京線 | 6.3 | 22.9 |
| | | 池袋本町4-1先 | 東上本線第4号踏切 | 東武東上線 | 4.1 | 10.6 |
| | | 池袋本町4-47先 | 東上本線第6号踏切 | 東武東上線 | 8.3 | 12.3 |
| | 特別区道 21-860 | 池袋本町4-43先 | 東上本線第8号踏切 | 東武東上線 | 10.5 | 9.8 |
| | 特別区道 21-990 | 南長崎6-38 | 東長崎3号踏切 | 西武池袋線 | 9.3 | 14.3 |
| | 都道 | 鮫洲大山線 | | | | |